

総務財政委員会 令和3年11月30日・12月1日
総務部 資料6番
所管 人事課

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の主な内容

特別給（期末手当・勤勉手当）〔第21条〕

- ・年間の支給月数を0.15月引下げ（現行4.60月→4.45月）
- ・支給月数の引下げ分は期末手当から差引く。

【現行】一般職員の場合

	6月	12月	3月	計
期末手当	1.125月	1.175月	0.25月	2.55月
勤勉手当	1.025月	1.025月	—	2.05月
計	2.15月	2.20月	0.25月	4.60月

【改正後】

	令和3年度				令和4年度以降			
	6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計
期末手当	1.125月	1.175月	0.10月	2.40月	1.05月	1.10月	0.25月	2.40月
勤勉手当	1.025月	1.025月	—	2.05月	1.025月	1.025月	—	2.05月
計	2.15月	2.20月	0.10月	4.45月	2.075月	2.125月	0.25月	4.45月

2 改正理由

民間給与実態調査の結果、特別給については、職員の支給月数が民間の支給割合を0.13月分上回っていた。

民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.15月引下げ4.45月とする。

3 施行予定日

令和3年度分は公布の日、令和4年度以降分は令和4年4月1日

職員の給与に関する条例（第1条による改正）新旧対照表

新	旧
○職員の給与に関する条例 昭和26年10月16日 条例第19号	○職員の給与に関する条例 昭和26年10月16日 条例第19号
第1条から第20条まで（現行のとおり） （期末手当）	第1条から第20条まで（略） （期末手当）
第21条（現行のとおり）	第21条（略）
2 期末手当の額は、職員の給与月額に、 <u>3月に支給する場合には100分の10</u> 、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、 <u>3月に支給する場合には100分の10</u> 、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、職員の給与月額に、 <u>3月に支給する場合には100分の25</u> 、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、 <u>3月に支給する場合には100分の25</u> 、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の10</u> 」とあるのは「 <u>100分の5</u> 」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の25</u> 」とあるのは「 <u>100分の10</u> 」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。
4（現行のとおり）	4（略）
5（現行のとおり）	5（略）
第21条の2から第23条まで（現行のとおり）	第21条の2から第23条まで（略）

職員の給与に関する条例（第2条による改正）新旧対照表

新	旧
○職員の給与に関する条例	○職員の給与に関する条例
昭和26年10月16日	昭和26年10月16日
条例第19号	条例第19号
第1条から第20条まで（現行のとおり）	第1条から第20条まで（略）
（期末手当）	（期末手当）
第21条（現行のとおり）	第21条（略）
2 期末手当の額は、職員の給与月額に、 <u>3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の110</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、 <u>3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の90</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、職員の給与月額に、 <u>3月に支給する場合には100分の10、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、 <u>3月に支給する場合には100分の10、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の25</u> 」とあるのは「 <u>100分の10</u> 」と、「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」と、「 <u>100分の110</u> 」とあるのは「 <u>100分の65</u> 」と、「 <u>100分の85</u> 」とあるのは「 <u>100分の50</u> 」と、「 <u>100分の90</u> 」とあるのは「 <u>100分の55</u> 」とする。	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の10</u> 」とあるのは「 <u>100分の5</u> 」と、「 <u>100分の112.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」と、「 <u>100分の117.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の67.5</u> 」と、「 <u>100分の92.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の52.5</u> 」と、「 <u>100分の97.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の57.5</u> 」とする。
4（現行のとおり）	4（略）
5（現行のとおり）	5（略）
第21条の2から第23条まで（現行のとおり）	第21条の2から第23条まで（略）
<u>付 則</u>	
<u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。</u>	